

マージン率に係る情報提供について

株式会社 悟商

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象:2025年4月1日～2026年3月31日)

記

1. 令和8(2026)年4月1日付け派遣労働者数 1名
2. 令和8(2026)年度 派遣事業所数 1件
3. 令和7(2025)年度 労働者派遣に関する料金の平均額 37,336
(1日当たりの料金額)
4. 令和7(2025)年度 派遣労働者の賃金額の平均額 20,368
(1日当たりの賃金額)
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者の派遣に関する料金の平均額で除して得た割合。
45.4%
6. 派遣労働者の待遇の決定方法
 - ① 労使協定の締結しているか否かの別 : 労使協定締結済み
 - ② 対象となる派遣労働者の範囲 : すべての派遣労働者
 - ③ 労使協定の有効期間 : 令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

別紙添付

8. その他労働派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練費、年次有給休暇等の
運営経費等を含んだものです。

教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、
社員就業規則42条から47条(添付)までの規定を準用致します。

[illegible]